

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

（名 称） たつの市地域公共交通会議

（代表者名） 会長

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスやコミュニティバス等の公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。

特に車を運転できない交通弱者と言われる、高齢者・障害者等にとって、外出しやすく移動しやすい公共交通網となるよう、平成29年3月に、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、全ての交通モードが相互に連携した地域公共交通網の再編を行った。

地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、バス空白地域へのデマンド交通導入により、交通不便地域・交通空白地の移動手段を確保する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

年度	目標
平成30年度	1日当たりの利用者数を200人とし、1時間1便当たり（片道）の乗合率を1.25以上とする。 （1.25*8便*2（1往復）*10台＝200人）
平成31年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
平成32年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。

（2）事業の効果

デマンド型交通（市民乗合タクシー）を運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られ、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買物の移動手段を確保することができるとともに、中心市街地の賑わいの創出、外出する機会の増加に伴う健康増進に寄与する。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（1）事業

利用パンフレットを作成・配布するとともに市広報誌に定期的に関連記事を掲載する等、利用促進策を展開する。また、地域に出向いて説明会や体験乗車会を実施し、乗り合いタクシーの周知に努める。さらに、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施する。

（2）実施主体

たつの市地域公共交通会議（活性化再生法定協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

（1）運行区域

①新宮区域、②龍野東区域、③龍野西区域、④揖保川区域

①のうち、越部地区は②の指定された目的地にのみ行くことができる。

②～④は指定された目的地にのみ相互に行き来することができる。

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗合で区域内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型市民乗合タクシーとする。

(3) 目的地

- ①交通結節点（駅・バス停留所）
- ②医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ③金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ④商業施設（スーパーマーケット、大型小売店等）
- ⑤公共施設（市役所、公民館等）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・12月29日～1月3日は運休）

①8:00～②9:00～③10:00～④11:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

○大人（中学生以上）1回乗車 400円、保護者の引率の下にある小学校就学前の児童 無料

※以下の区分に該当する者は200円

- ①小学生
- ②満65歳以上の者
- ③小学校就学前の児童1人につき引率する保護者1人
- ④身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者
- ⑤兵庫県が定める療育手帳制度要綱の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑦介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定を受けた者
- ⑧介護保険法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた者
- ⑨第1種身体障害者、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者1人につき同乗する介助者1人
- ⑩母子保健法第16条の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中である者

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

(7) 運行台数

10人乗りワゴン車：10台

(8) 運行予定者

市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする

- ①新宮区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）
- ②龍野東区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）、（株）龍野タクシー、（株）赤とんぼ観光、（株）ミツバタクシー
- ③龍野西区域：（株）龍野タクシー、（株）赤とんぼ観光、（株）ミツバタクシー
- ④揖保川区域：（株）龍野タクシー、（株）赤とんぼ観光、（株）ミツバタクシー

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた費用をたつの市からの負担金を受けたたつの市地域公共交通会議が事業実施主体となり、運行委託料として運行事業者へ支出

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
たつの市地域公共交通会議（活性化再生法定協議会）
7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法 （活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合に限り）
・平成29年10月～平成30年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・平成30年10月～平成31年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・平成31年10月～平成32年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施
8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
9. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
10. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
表5のとおり
12. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
該当なし
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
該当なし
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
該当なし
16. 協議会の開催状況と主な議論
・平成27年10月28日 地域公共交通会議を法定協議会に移行 地域公共交通網形成計画の策定について協議 地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明 ・平成28年2月26日 地域公共交通網形成計画素案について協議 ・平成28年6月27日 地域公共交通網形成計画素案について協議 地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認 ・平成28年11月8日 デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議 ・平成29年2月20日 デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議 たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議

17. 利用者等の意見の反映状況

平成27年7月に、市内65歳以上の方及び障害者手帳を交付されている方(約23,000人、約15,000世帯)に対し、交通手段に関するアンケート調査を行い、9月には、コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施した。その分析結果を踏まえ、10月28日にたつの市地域公共交通会議を法定協議会に移行し、平成29年3月にたつの市地域公共交通網形成計画を作成した。

利用者代表として、連合自治会・連合婦人会・老人クラブ連合会・公募委員などが法定協議会の構成員として参画しており、アンケート調査項目の作成から、意思決定に携わっている。

○交通手段に関するアンケート

- ・調査対象：65歳以上の高齢者、障害者手帳を交付されている方 約23,000人 約15,000世帯
- ・調査方法：アンケート返信用封筒を同封し配布
- ・調査期間：平成27年7月3日～21日
- ・回収率：約45%

○コミュニティバス利用者アンケート

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 235人
- ・調査方法：バスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：平成27年9月14日～15日
- ・回収率45%

18. 協議会メンバーの構成

国	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
関係都道府県	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
交通事業者 交通施設管理者等	公益社団法人兵庫県バス協会・神姫バス(株)・(株)ウエスト神姫 神姫バス労働組合・西日本旅客鉄道(株)・たつの警察署 一般社団法人兵庫県タクシー協会(西播支部長：(株)龍野タクシー)
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要 と認める者	たつの市連合自治会・たつの市連合婦人会・たつの市老人クラブ連合会 たつの市観光協会・たつの市商工会・たつの市PTA協議会・公募委員・たつの市議会
たつの市	副市長、都市建設部長、健康福祉部長

※5.(表2)及び14.(表7及び表9)については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※5.及び14.中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。

※7.については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※5.(表2)、9.(表3)及び10.(表4)については、要綱第17条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※11.(表5)については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※12.～15.については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※15.については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※1.～3.、7. 9.～10.、12.～13.及び16.～18.については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。